

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県

2 構造改革特別区域の名称

みやぎ情報産業人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

宮城県の全域

4 構造改革特別区域の特性

宮城県は、東北の中核都市である政令指定都市仙台市を中心に機能集積が進む一方、それらの機能の利便性を享受しにくい地域を中心に人口減少や高齢化が顕著に進行しており、更には産業経済活動のグローバル化に伴い、地域経済を支える産業も国際間・地域間の厳しい競争下におかれている。

本県の一人あたりの県民所得はおよそ261万円で全国的には31位に位置し(平成18年県民経済計算年報)、産業別就業者の割合は第一次産業が6.3%(平成17年国勢調査)、第二次産業が23.8%(同)、第三次産業が69.9%(同)となっている。中でも第三次産業の就業の割合は全体の約7割となっており、これは全国的に見ても高い。

また、情報化という観点から全国に目を向ければ、ブロードバンドやモバイル、デジタル放送、情報端末の進展により「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がネットワークに接続し、情報の自在なやりとりを行うことができるユビキタスネットワークが実現に向かいつつあり、その流れは本県でも例外なく及んで来ている。

このような状況にあるため、本県では情報化社会の変化や課題を見据えた上で、産業全体の活性化につながる施策展開が求められている。

そのため、本県では、平成13年度に「みやぎIT戦略」「宮城県IT戦略推進計画」を策定して以降、平成16年3月に「宮城県IT戦略推進計画Ⅱ」の策定を経て、平成18年11月に「宮城県IT推進計画」を策定するなど、これまでITを活用したさまざまな施策を進めてきた。

また、平成21年2月には「宮城県IT推進計画」の推進期間が満了することを受けて、これまでの県の情報化に関する戦略・計画における成果と課題を基に、本県のIT施策を体系的に取りまとめた行動計画(アクションプラン)であるとともに、県政運営の基本的な指針として平成19年3月に策定した「宮城の将来ビジョ

ン」の着実な実行を支える計画として、「宮城県 I T 推進計画 II」を策定した。

本計画は、「安全・安心な生活環境の実現」、「県民生活の利便性の向上」、「地域経済の活性化と富の創出」、「電子自治体化の推進」、「人材育成の強化」、「県内全域高度情報通信サービスの実現」の重点 6 分野、96 プロジェクトからなり、重点分野の一つとして「人材育成の強化」を掲げている。

さらに、宮城県の産学官全体としての共通の取組みをまとめたものとして、産学官の関係者が連携して、共通の数値目標を初めて掲げ、その目標達成に向け期限と具体的な道筋を示し、役割分担を明確にした上で、協働で取組む「情報産業振興戦略」を平成 18 年 11 月に策定した。当戦略においては、情報産業の振興を図る上で、人の育成は最も重要であるとの認識のもと、即戦力の育成と業務獲得につながる実効性の高い人材の育成を主眼として、産学官一体となって「人材育成」に取り組むものとしている。

特に I T 技術者の育成については、すべての産業の下支えをする I T 産業の競争力を高めるという観点から、最も重要な基盤として注力し、初中級レベルから高度技術者まで広範に体系化を図りながら、取り組んでいるところである。

具体的には、以下のような施策を実施している。

- ・学校教育現場における情報教育環境の充実を図り、学校・発達段階に応じた学習や交流を行いながら、子どもたちの情報リテラシー（情報活用能力）向上や情報モラル教育を推進する「みやぎ I C T 教育推進事業」
- ・県内の学生を対象にしたカーエレクトロニクス関連の技術者育成機関である「みやぎカーインテリジェント人材育成センター」
- ・理工系学科を持つ大学や高専、関連企業との連携により、学生や企業の若手技術者を対象に組込みシステム技術者を養成するみやぎ組込み人材養成プロジェクト
- ・県内企業の技術力・競争力の向上を図るため 3 次元 C A D ・ C A E など I T 活用のための研修等を実施するみやぎ高度電子ものづくり人材育成事業

また、仙台圏を中心に集積度の高い情報通信関連の教育研修機関においては、基礎から応用にいたる幅広いレベルの教育・訓練が行われている。

このように本県では人材育成の強化に力を注いでいるところであるが、本県の一層の産業活性化を図るためには、産業の支柱である I T 産業の競争力を高めることが喫緊の課題であり、そのためにも I T 人材の育成を支援するための様々な施策展開が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本県における当計画の意義としては、以下 4 点がある。

- (1) I T 人材育成の施策体系の強化

本県では、IT人材育成を最も重要な基盤として注力し、「みやぎデジタルアカデミー」、「東北テクノロジーセンター」などを活用したIT人材育成の施策を実施してきたが、当該特例措置を活用することにより、本県のIT人材育成の施策体系の更なる強化が期待できる。

(2) IT人材の裾野拡大

基本情報技術者は、情報処理に関する国家資格のうち、最も基本となる資格として位置付けられている。

これらの国家資格を取得するためには、コンピュータの基礎知識のほか、著作権などの法律問題まで広い範囲の知識が必要となり、IT人材の卵である学生やIT関連産業に身を置く社会人がこれらを体系的に学習することが求められていることから、当該特例措置を活用することは、受験者の負担を軽減し、受験機会が増加することになり、IT関連企業への就職を目指す学生等の増加が予想され、本県におけるIT人材の裾野の拡大に繋がることが期待される。

(3) 地域の情報処理教育の更なる促進

本県では、学都として知られている仙台を抱えている地域的特性上、多くの俊秀を育てる風土が根ざしており、県内の情報処理関係の学校においては、受験生一人一人の能力・個性を大切にすカリキュラムを設定して授業を行っており、一定の成果として、当該特例措置の対象としている基本情報技術者試験の合格者数が、全国で15位に位置している（「平成20年度春期・秋期情報処理技術者試験」独立行政法人情報処理推進機構）。

今回、基本情報技術者試験の午前試験科目の免除を受けるためには、受験生が経済産業大臣による基本情報技術者試験に合格した者と同等の知識を習得させる科目を修了したことができると確認されることが必要であり、その結果、各学校のカリキュラムや指導内容等がより精査されることにより、合格率、合格者数双方の向上に向けて、県内における情報処理教育の一層の充実が図られることが期待される。

(4) 「宮城県IT推進計画Ⅱ」に掲げる目標の実現

本県のIT関連計画の中心となっている「宮城県IT推進計画Ⅱ」では、「人材育成の強化」及び「県内全域高度情報通信サービスの実現」という施策を基盤に「安全・安心な生活環境の実現」、「県民生活の利便性の向上」、「地域経済の活性化と富の創出」、「電子自治体化の推進」の4つのプロジェクトをからめて実施している。

今回、当該特例措置を活用して「IT人材の裾野拡大」という地域の課題を克服することにより、IT人材養成の体系的な戦略の充実・強化が図られることから、「宮城県IT推進計画Ⅱ」の目標である「県民のだれもが、いつでも、どこでも必要な情報を入手・活用し、創造・発信ができる安全・安心な地域社会の創造」及び「IT化による県内産業構造の変革、IT関連産業の集積等による活力豊かな地域経済の実現」の達成に寄与することが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する「みやぎ情報産業人材育成特区」は、「IT化による県内産業構造の変革、IT関連産業の集積等による活力豊かな地域経済の実現」を図るため、その基盤となるIT人材の育成と強化を目指すものである。

そのため、地域の情報処理の教育力を高め（民間活力の活用）、下記の具体の目標（基本情報技術者試験の合格率の向上・合格者の拡大）を掲げ、これを実践することにより、質と量を伴う若年IT人材を輩出し、雇用のニーズに対応し、地域の活性化を図るものである。

（1）合格率の向上及び合格者の拡大による若年IT人材の輩出

今回の当該特例措置となる午前試験の免除により、受験者の負担が軽減され、午後に行われる実務的な分野の試験に集中することができることから、合格率、合格者数双方の向上が見込まれ、その目標値は全国平均より上を目指す。

また、今回の当該特例措置より、県内はもちろんのこと、高度IT技術者の卵である優秀な学生達が、他県、特に東北地方から本県の当該特定事業を実施する情報関係の学校を志望することが見込まれ、その結果、県外出身と県内出身の学生が互いに切磋琢磨をすることなどにより、本県から多数の優秀な若年IT人材の輩出が可能となる。

なお、平成20年度春期・秋期の基本情報技術者試験における本県の合格率は20.3%であり、全国平均は22.1%となっている。

（2）産業の情報化・IT関連産業の集積の実現

若年IT人材を多数輩出することにより、IT関連産業においては、ITスキルを持つ人材確保が容易となり、企業の競争力が高められ、県内の情報処理需要に対応できるため、産業の情報化やIT関連産業の集積が一層促進される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

これまで本県では、IT人材の育成に向けて高度IT技術者の養成などに取り組んで来たが、今回申請する「みやぎ情報産業人材育成特区」を実施することにより、更に本県のIT人材の層を厚くし、IT関連産業の集積等により活力豊かな地域経済の実現を目指すものである。

（1）県内の若年IT人材の輩出による地域産業の活性化の促進

今回、当該特例措置を講ずることにより、県内の学生はもちろんのこと、他県からも本県の当該特定事業を実施する情報関係の学校を志望することが予想され、未来の高度IT技術者をめざす若年層の本県への流入が発生する。

卒業生は、他県出身の学生も本県出身の学生同様、県内での就職希望の割合が高く、多数の優秀な若年 I T 人材を輩出でき、結果として、将来、県内における高度 I T 技術者の増加や、多方面においての I T 化を進めるうえでの活躍が見込まれ、地域の活性化を進めるうえでの重要な起爆剤となりうることが期待される。

(2) 産業の情報化、I T 関連産業の集積促進

当該特例措置を導入することにより、I T 関連産業において企業の求める I T スキルを持つ人材の確保が容易となり、企業内における I T の活用が高まり、事務管理等の効率化が進むことにより、県民に対し低コストで良質のサービスの提供が実現でき、また、既存の収益体制に甘んじていた企業においても、新たな分野開拓や新規商品開発など行い、県内のあらゆる情報処理需要に対応することができることが期待される。その結果として、県内 I T 関連企業間での競争力がより一層高まり、生産性の向上や付加価値の創出といった産業の情報化が進んだり、また、I T 関連企業が発展して、更なる I T 需要を喚起し、I T 関連産業の集積が促され、地域の活性化に繋がるものである。

このように、本計画の実現は、地元 I T 関連産業の活性化及び今後の I T 人材の育成を図るために欠くことのできないものであり、本県の社会的安定と経済的発展に多くの成果をもたらすものである。

8 特定事業の名称

- ・修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
(1 1 3 2 (1 1 4 4、1 1 4 6))

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【産業の情報化、情報産業等の集積促進】

(1) 研究開発の支援

産学官の研究機関（県産業技術総合センター、東北大 I T - 2 1 等）との連携や、実証実験フィールドの提供等による、実用化研究を核とした地域 I T 関連企業の高付加価値化の推進を図るもの。

(2) 市場開拓の支援

県民生活関連分野における I T 化ニーズと地域 I T 関連企業とのマッチングを図ることにより、新たな情報産業関連市場の開拓を進めていくもの。

(3) I T を活用した産業の振興

- インターネットを活用した観光・食産業・グリーンツーリズムの積極的な情報発信を行い、需要の拡大や誘客活動を推進し、県内各地域の産業振興を図るもの。
- ・インターネット等による戦略的観光情報の発信

- ・食の総合サイト「食材王国みやぎ」の充実
- ・食材データベース構築による食材セールス基盤の整備
- ・農山漁村を舞台にした多様なツーリズムの情報受発信

(4) I T 関連企業立地・集積の促進

雇用の場の創出と、企業集積による人材・技術・情報面での相乗的効果の創出を目指し、I T 関連企業の集積を促進するもの。

- ・情報通信関連企業の戦略的誘致
- ・立地促進奨励金の交付等による支援
- ・立地企業へのフォローアップ強化

(5) 地元 I T 企業成長・創業支援

地元 I T 企業の成長支援と、I T 関連分野での起業の誘導を図るもの。

- ・県内中核 I T 関連企業への支援
- ・I T 関連起業家に対する支援
- ・組込みシステム分野、オープンソースソフトウェア分野、情報セキュリティ分野、デジタルコンテンツ分野、保健医療福祉分野における企業創業・成長・人材確保・育成・市場獲得・企業立地の支援

【人材育成の強化】

(1) 情報教育環境の整備

高度情報通信ネットワーク社会に対応する人材を育成するため、子どもたちの情報リテラシーの育成や情報モラル教育の推進を図るとともに、情報教育環境の基盤整備及び教員の I T 活用指導力の向上を推進し、I T の活用による子どもたちの学力向上を図るもの。

- ・みやぎ I C T 教育推進事業
- ・教育研修センターの情報教育研修の充実
- ・宮城県学習情報ネットワーク（みやぎ SWAN）の整備・運用

(2) 障害者に対する情報バリアフリー化の促進

障害のある方々の研修や就労支援などを引き続き進めていくもの。

- ・障害者就労等 I T 研修の実施
- ・ちゃれんじど情報塾の開催

(3) 県民の情報リテラシー向上

高度情報通信ネットワーク社会に適応した県民生活を実現するため、関係機関との連携により、地域の情報化をリードする人材の育成を支援するとともに、県民の継続的な情報リテラシーの向上を促進するもの。

- ・I T 講習等の開催支援
- ・みやぎ県民大学（生涯学習講座）の実施
- ・みやぎ障害者 I T サポートセンターの運営
- ・ちゃれんじど情報塾の開催
- ・母子家庭等就業支援講習会の実施

(4) ネットワークセキュリティ対策の強化

県、市町村、学校の各職員に対するネットワーク技術やセキュリティ対策の研

修を充実するもの

- ・教育研修の充実

(5) I T人材の育成・確保支援

高度情報通信ネットワーク社会に対応する多様な人材を育成・確保するため、産学官の連携による人材育成のネットワークを構築するとともに、質の高い高度I T人材の育成・確保を図るもの。

- ・みやぎカーインテリジェント人材育成センターの運営
- ・みやぎ高度電子ものづくり人材育成事業の推進
- ・みやぎ組込み人材養成プロジェクトの推進

別紙 1 - 1

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4, 1 1 4 6) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を
免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人日本コンピュータ学園 東北電子専門学校

所在地：宮城県仙台市青葉区花京院一丁目 3 - 1

(2) 修了認定に係る試験の提供者

財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男

所在地：東京都千代田区九段北 4 - 2 - 2 5 私学会館別館

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「2007 FE 午前対策講座 - A」

「2007 FE 午前対策講座 - B」

別添資料 1 ・ 別添資料 2 「履修計画」参照

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報検定（J 検）情報システム試験 基本スキル」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出席率（80%以上）をもって履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し（3）の規定により当該試験を実施し財団法人専修学校教育振興会が定める合格基準を満たした者について修了を認定する。また、IPA が提供する問題を使用して修了認定にかかる試験を実施した場合は IPA の定める合格基準を満たした者について修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

「2007 FE 午前対策講座 - A」および「2007 FE 午前対策講座 - B」については、財団法人専修学校教育振興会が講座開設者に試験問題を提供す

る。また、IPAの審査の結果適切であると認められなかった場合は、IPAが提供する問題を使用して実施する。

試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

修了認定にかかる試験会場は、当該認定講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

上記に定める事項の他、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座の修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報を、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあってはIPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 情報システム試験

試験科目 基本スキル

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

	出題分野	出題項目
1	コンピュータ科学基礎	(1) 数値表現とデータ表現の種類
		(2) 数値とデータの表現方法
		(3) 演算と精度
		(4) 文字の表現
		(5) その他のデータ表現
		(6) 情報と論理
		(7) 基本データ構造
2	コンピュータシステム	(1) プロセッサアーキテクチャ
		(2) メモリアーキテクチャ
		(3) バスアーキテクチャ
		(4) 補助記憶
		(5) 入出力アーキテクチャ
		(6) オペレーティングシステム
		(7) ファイル管理

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに係る業務に関する共通的基础知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基础知識を免除するものである。

別紙1-2

1 特定事業の名称

1132 (1144, 1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を
免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人立志舎 東京IT会計専門学校仙台校

(宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番6号)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ (東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【学校法人立志舎 東京IT会計専門学校仙台校】

基本情報技術者講座Dコース 履修計画:別添資料のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の3分の2以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または独立行政法人情報処理推進

機構 (IPA) が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は当該の試験結果に基づいて講座の修了を認められた者の氏名、生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称: 情報処理技術者能力認定試験 (2級)

試験科目: 情報処理技術者能力認定試験 (2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

出題内容	
テクノロジー系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
	伝送理論 (伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など)
	2 アルゴリズムとプログラミング
	データ構造 (スタックとキュー、2 分木、リストなど)
	流れ図の理解、アルゴリズム (整列、探索、併合など)
	プログラム構造、データ型など
	プログラム言語 (種類と特徴など)
	2 コンピュータシステム
	3 コンピュータ構成要素
	コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど
	主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど
	補助記憶装置や媒体 (種類と特徴、性能計算など)
	入出力インタフェース (種類と特徴など)
	入出力装置 (種類と特徴、性能計算など)
	4 システム構成要素
	システムの利用形態、システム構成など
	クライアントサーバシステム、RAID など
	システムの性能、信頼性、経済性など
	5 ソフトウェア
オペレーティングシステム (タスク管理、記憶管理など)	
ミドルウェア (API、ライブラリ、シェルなど)	
ファイルシステム (ディレクトリ、ファイル編成など)	
言語処理ツール (コンパイラ、リンカ、ローダなど)	
CASE、エミュレータ、シミュレータなど	
6 ハードウェア	
基本論理回路、組合せ回路など	
3 技術要素	
7 ヒューマンインタフェース	
GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など	

	8	マルチメディア	オーサリングツール、JPEG、MPEG など		
	9	データベース	データベースのモデル、DBMS など		
			データ分析、データベースの設計、データの正規化など		
			データ操作、SQL など		
			排他制御、障害回復、トランザクション管理など		
			データウェアハウス、データマイニングなど		
テクノロジー系	10	ネットワーク	インターネット(各種プロトコル、IP アドレスなど)		
			LANとWAN(トポロジ、回線、DSU、モデムなど)		
			LANのアクセス制御方式、LAN間接続装置など		
			OSI基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など		
			ADSL、FTTH、CATV回線、イントラネットなど		
	11	セキュリティ	暗号技術、認証技術、利用者確認など		
			ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など		
			不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など		
	4	開発技術	12	システム開発技術	
				業務分析と要件定義(DFD、E-R図、UMLなど)	
				モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など	
				構造化プログラミング、コーディングなど	
	13	ソフトウェア開発管理技術	ソフトウェア開発手法(スパイラルモデルなど)		
			SLCP、リバースエンジニアリングなど		
マネジメント系	5	プロジェクトマネジメント	14		
			プロジェクトマネジメント		
	6	サービスマネジメント	15		
			サービスマネジメント		
ストラテジ系	7	システム戦略	17		
			システム戦略		
	8	経営戦略	19	経営戦略マネジメント	
				経営戦略手法(コアコンピタンス、PPMなど)	
				マーケティング理論、マーケティング手法など	
			21	ビジネスインダストリ	経営管理システム(CRM、SCM、ERPなど)
					ビジネスシステム(POSシステム、EOSなど)
					エンジニアリングシステム(CAD、CAM、MRPなど)
					e-ビジネス(EC、EDI、RFIDなど)
	9	企業と法務	22	企業活動	
				経営組織(事業部制組織、CIOなど)	
ヒューマンリソース(OJT、CDP、MBOなど)					
経営管理と問題発見技法(PDCA、KJ法など)					
OR・IE(線形計画法、品質管理、在庫問題など)					
会計・財務(財務会計、管理会計、リースなど)					
23	法務				

		知的財産権(著作権、産業財産権など)
		ガイドライン(ソフトウェア管理ガイドラインなど)
		標準化団体(JIS、ISO、IEEE など)
		各種コード(文字コード、QRコード、ISBNコードなど)
		補助単位(T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ)

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに係る業務に関する共通的基础知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。